



移転価格税制に関する最新情報：ベトナムの移転価格税制実施に関わるいくつかの留意事項

移転価格に関する**Decree 20/2017/ND-CP**および**Circular 41/2017/TT-BTC**の1年以上にわたる施行状況を振り返る

2017年5月1日から施行されている移転価格に関する政令**Decree 20/2017/ND-CP**（“Decree 20”）およびそのガイダンス**Circular 41/2017/TT-BTC**（“Circular 41”）は、移転価格税制の法制化、税収喪失対策の一環として重要な一歩です。

この新しい政令およびそのガイダンスがその他関連規定（**2018年7月1日**から施行されている新しい技術移転法とその施行細則**Decree 76/2018/ND-CP**など）と共に施行されて1年以上が経ちます。今回は、税務当局と企業との間の正式な意見交換から得た重要な論点の概要をご案内申し上げたく存じます。関連者間取引が発生する企業の方々のご参考になれば幸いです。



1 ■ 移転価格文書の作成および移転価格調査の過程での留意事項



内可能であれば、（独立企業間価格に基づく売上および売上原価がある）製品または製品グループの利益率など内部比較対象が優先されることにご留意下さい。



選定する外部比較対象の類似性（例えば、産業分類の細分類、機能、地理的市場、資本規模および資本構造など）を注意深く検討します。ベトナムが強みを持つ特定の業種・分野（農業、縫製、皮革・靴など）についてはベトナム国内の比較対象使用を考慮します。



一定の場合（例えば、複数年度にわたり損失計上が続き合理的に損失の理由が証明できない場合など）には自主的な移転価格調整を考慮します。自主的な調整をしますと、過少申告額に対する20%の加算税などの罰金を避けることができ、また、移転価格調整により発生する追加課税所得に対しても優遇措置の適用ができるなどのメリットもあります。



関連者間取引開示申告書での申告情報と移転価格文書での分析情報との間の整合性を保ちます。



会社利益率の比較分析内容のみに焦点を当てるのではなく、取引毎の範囲における経済的実質および証憑書類をより注意深くチェックします（移転価格および損金算入可否の双方の観点から）。

2. 関連者との間で技術移転契約、技術支援契約を実施するにあたり考慮すべき事項

関連者へのロイヤリティ支払額に対して実施する分析方法には独立価格比準法を適用します。これは新しい技術移転法の規定にも準拠しています。この新しい技術移転法によれば、関連者を相手とする技術移転の場合には、税務当局による要請があった際には法令の規定に基づき技術の価格評価の形式を介して監査を行います。

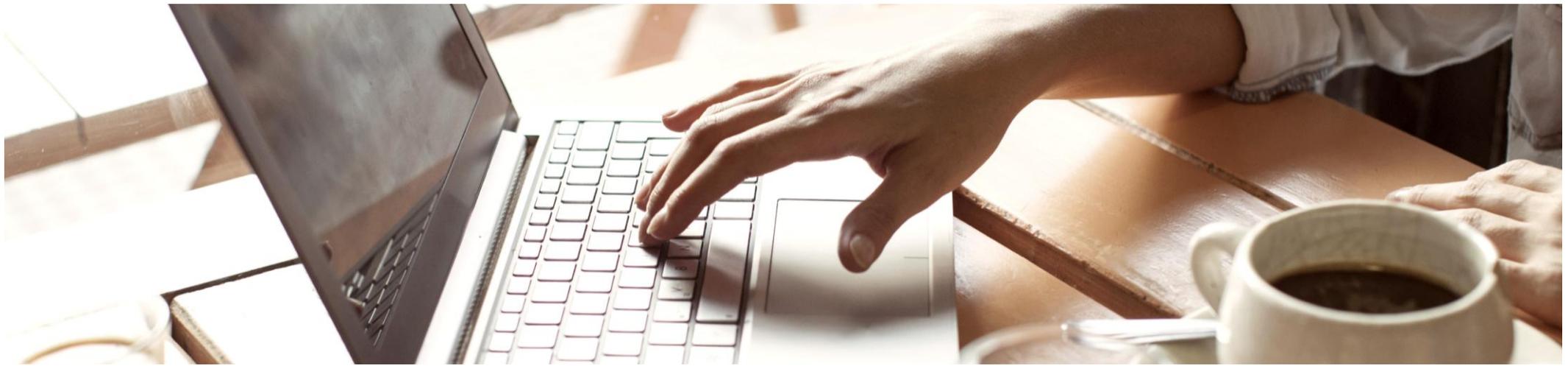
取引の経済的実質（例えば、実際に発生した取引、証憑書類、取引が被許諾者側に実際の価値をもたらしたか、他役務サービスの範囲との重複がないか、許諾者側の能力など）

新しい技術移転法の規定によれば、外国からベトナムへの技術移転は管轄当局への届出対象に該当します。技術移転契約の管轄当局への届出に際しては、2018年7月1日から施行されている新しい技術移転法（およびその施行細則など）の具体的な規定（必要とされる契約条項、技術移転の対象、届出書類などに関する規定）に準拠した技術移転契約とする必要があることに留意する必要があります。

2018年7月1日（新しい技術移転法の施行日）前に締結した契約を「訂正」する場合、管轄当局へは届出する権利も届出しない権利もあります（「延長」の場合を除く）¹。



1. 2018年9月28日付け科学技術省Official Letter 3050/BKH-CN-DTG



3. 関連者間取引を持つ場合の借入利息

- ▶ 関連者間取引が発生する企業の場合に損金算入可能な借入利息額がEBITDAの20%を超えないとされる問題については、2018年末現在、関連者間取引が発生する企業に対して損金算入が認められる借入利息額の計算方法に関する極めて明確な考え方が税務総局により提示されています。これによれば、当期EBITDA（利払前・税引前・減価償却前利益）の20%を超えないとされる当期借入利息総額は、**関連者からの借入か非関連者からの借入かを問いません。**
- ▶ 但し、2017年における政令20の適用期間、EBITDAがゼロまたはマイナスになった場合の借入利息の損金算入可能額の計算に関する問題など税務総局による最終的な見解がまだ出ていない問題が残っています²。
- ▶ 実際には、財務取引が複雑であり比較情報が入手困難であることから、借入利息に関する比較分析の実施はベトナムではまだ一般的になっていません。法令遵守の観点からも、税務当局からの質問があった場合に関連者への借入利息と比較し説明する根拠とするために、可能であれば非関連者の借入情報（例えば、企業と商業銀行との間の取引、第三者からのデータ）の収集を考慮した方が良いでしょう。**2018年10月5日付け税務総局Official Letter 3790/TCT-DNL**

². 2018年10月5日付け税務総局Official Letter 3790/TCT-DNL

Contacts

以上は、最新情報をご参照頂くために概要をまとめさせて頂きました。具体的な課題をお持ちの場合には、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E ThuPhuong.Nguyen@vn.gt.com



grantthornton.com.vn

© 2019 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.
'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.